

一般社団法人日本地質学会近畿支部規則

- 第1条 (名称) 一般社団法人日本地質学会(以下地質学会という)の定款第2条第2項に基づき一般社団法人日本地質学会近畿支部をおく(以下、本支部という)。
- 第2条 (所在地) 本支部の住所は第6条に定める支部長の連絡先に置く。
- 第3条 (支部会員) 本支部は地質学会運営規則第10条により、当該支部として区分された都道府県に住所登録している地質学会の会員をもって組織する。
- 第4条 (目的・事業) 本支部は定款第3条にあるこの学会の目的に沿って、当該地域を活動の中心として事業を行う。本支部は地質学会理事会規則第14条に定める支部長会議ならびに同選挙細則第5条第3項の支部選出理事との間で意思の疎通を図り、学会の目的達成と発展に寄与することとする。本支部の事業として主に次のことを行う。講演会およびシンポジウム、見学旅行、学術または普及に資する印刷物の発行、その他地質学会の目的達成のために必要と認められる事業。
- 第5条 (組織・役員) 支部運営の執行機関として以下の役員を置く。支部長1名、代表幹事1名、幹事若干名、監事1名。役員任期は、以下に定める近畿支部総会(以下支部総会という)から翌々年の支部総会までの2年とし、再任は妨げない。
- 第6条 (役員選出) 支部長は支部内の正会員の中から幹事会の推薦により選出し、支部総会において承認を受ける。代表幹事・幹事は支部長が委嘱し、支部総会で承認を受ける。また、支部に監事1名をおく。監事は支部長が委嘱する。役員任期中に欠員が生じた場合は、次期総会までの残任期間に限り、支部内の正会員の中から幹事会が後任者を選出することができる。
- 第7条 (運営) 支部長は支部を代表する。支部長及び幹事は「支部幹事会」を組織し、支部総会の決議に基づき業務及び予算執行を行う。本支部の事業計画・予算ならびに事業・決算報告は支部総会において承認し、地質学会の理事会において学会の事業および予算の一部として承認を得て、地質学会の総会に報告し承認を得ることとする。
- 第8条 (支部総会) 支部運営の基本方針(支部事業および予算決算に関する事項など)を決定するため支部総会を開く。総会議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決定する。
- 第9条 (支部総会成立要件) 支部総会は会員数の20分の1以上の出席を得て成立する。あらかじめ書面または電磁的方法により意思表示したものは出席者とみなす。
- 第10条 (会計) 本支部の運営は地質学会の事業費、寄付金およびその他の収入をもって行う。支部会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日とする。
- 第11条 (規約の改正) 近畿支部規則は学会運営規則第11条に基づき支部総会において定める。この支部規則は総会において出席者の2/3の賛成を得て改正することができる。
- 附則 この規則は2010年11月20日より施行する。